

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 5 年 8 月 7 日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	中村 浩二
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	戸上 健	委員	木下 順一
委員	坂倉 広子	委員	世古 安秀
議長	河村 孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村市長、立花副市長
- ・中村企画財政課長
- ・濱口総務課長、寺田補佐、山本補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前10時08分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

初めに、傍聴人に申し上げます。

当委員会において議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、委員長の命令に従わないときは退出を命じることがありますので、念のため申し上げます。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第14号、上告及び上告受理の申立てについての議案1件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

この際、参考人の出席要請についてお諮りいたします。

本日、執行部より説明を受ける前に菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯について、菅島町内会長の木下吉久氏を参考人として出席を求め、裁判に至った経緯についてご説明いただきたいと存じますが、それにご異議ございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 異議あります。必要ありません。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

それでは、ないようですので、出席を求めることについて採決したいと思います。

出席を求めることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立多数でございます。

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ち下さい。

本日は参考人として菅島町内会長、木下吉久氏の出席を得ております。

これより審査の方法を申し上げます。

まず、参考人より菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯について述べていただき、その後、委員よりご質疑がある場合は参考人よりお答えいただくようお願いします。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手の上発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご了承願います。また、説明の際には裁判に至った経緯にとどめていただくよう留意ください。

それでは、木下参考人、菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯についてご説明をお願いします。

○木下吉久参考人 菅島町内会は、昭和53年に承継登記を鳥羽市が職権で行いました。それに対して当時の菅島町内会は、それは事実誤認であるというので登記の回復というので行政また議会のほうへもずっと申入れを

今まで続けてまいりました。

そういう経緯があり、それで私が副会長当時に菅島採石場検討協議会というのがあったときにも、入会権の問題を協議するという答申、それと跡地利用という答申を受けた経緯があります。

その後、こちらからも何度も申入れとかというのは担当の総務の管財課のほうにはしていますけれども、何も中身の内容のある話合いというのは持たれませんでした。

それで、6年前になるんですけども、確かな記憶はあやふやなんですけれども、5月ぐらいに一度入会権について協議してくださいということで申入書を総務課のほうへ送っています。1か月ぐらい待ってなしのつぶてでしたので、またその後に再度申入書を送った経緯があります。また、なしのつぶてでしたもので、これはどうしたらよろしいんですかと顧問弁護士に相談したところ、内容証明で送ったという経緯があります。1か月の猶予をもって返答願いますという内容でした。その後、何ら返答がなかったので、津地方裁判所のほうへ訴状を提出したという経緯がございます。

やっぱり何度も裁判に当たるのにも総有関係というので、こういうのは津地方裁判所で訴状を受理されるというのが100%の町内会員の賛同を得ないと受理ができないということでしたので、すごいハードルは高いんです。だけれども、それも二、三人の白票があっただけで無事町内会の意向というのは通ったことになりました。これというのは、みんな菅島は嫁入り財産とあって、429の67に関しては鳥羽市にあげましたけれども、それ以外はみんな全て菅島町のものであるというのが菅島町民の共通した認識であるということをご報告させていただきます。

○尾崎 幹委員長 ほかにありませんか。経緯について。

○木下吉久参考人 いろいろ経緯があって、昭和50年ぐらいには管財のほうでもう鳥羽市から菅島に戻そうやというような経緯があったことも事実であります。また、平成2、3年頃には鳥羽市と菅島町内会が共同に資金、費用を出し合って早稲田大学の黒木教授にその鑑定を依頼し、その報告も出ているのですけれども、鳥羽市側に何か不利な報告書であったので、その鑑定結果というのがほごされたままであります。

その後にも、私、歴代の会長というのは、市長、鳥羽市議会議長にもこの解決をお願いするという申入れはしていました。

私になってからも、ここの場で総務委員会だったと思うんですけども、黒木報告書の実施調査に当たった伊藤教授という方にもこの場へ来ていただいて勉強会とかもしていただいた経緯もあります。

それと、いつも議員の方には採石場のほうへ来て、採石の進捗状況、緑化というのをいつも見に来ていただいているときに、私もその場で、緑化も大事ですけども所有権に関しても議員の人にも早く解決してほしいということを訴えたんですけども、今はそんなことを言うておる場じゃないというのを一喝されてあまり頼りにならん議会なんかかなと思ったことはあります。

以上ですけども。

○尾崎 幹委員長 経緯としてはそれ以外に申し上げたいことはございませんか。

裁判に至った経緯として、今申し上げられたことが……

○木下吉久参考人 菅島もご多分に漏れずやっぱり人口減少、若い者の人数が減ってきています。町内会の成り手も少なくなっているのに、やっぱりこの段階、6年前、7年前、私がもう会長になったときにこの問題とい

うのを次の世代に引き継がせなく私の代で解決しようという強い意志は持っていました。副会長のときから先頭に立ってこの問題に当たってきたことは、みんな役員も存じ上げていると思います。

○尾崎 幹委員長 ほかに申し上げたいことはありますか。

経緯としてはそれぐらい。

○木下吉久参考人 経緯はこれぐらいで。

○尾崎 幹委員長 そしたら、この説明についてはこれで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

先ほども申し上げましたが、質疑につきましても裁判に至った経緯にとどめていただき、その範囲を逸脱しないようご注意ください。

ただいまの参考人の説明について質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点お聞きします。

今、菅島町内会長さんの話をお聞きさせていただいて、訴状を提出するきっかけというのをお聞きさせていただきました。

そのときに、鳥羽市に対して何度もいろんな申入れを出したけれども、それが話合いがされなかったということが出されたということなんですけれども、その当時、もし鳥羽市と菅島町内会がそうじゃなくしていろんな協議をされて中身を詰めて協議に臨んだ場合という前提ですけれども、そういったときにはこの訴状を提出するところまで踏み込まなかったのか、その辺をちょっと今から振り返っていただいてどうだったのかということ、もし分かれば教えてください。

○尾崎 幹委員長 木下町内会長。

○木下吉久参考人 やっぱり、町内会として行政側にお願ひ、陳情に来ることというのも多数あるもので、そやからできたら裁判は起こしたくなかったです。さっきも述べさせていただいたように、総有の訴訟というのがかなりハードルも高いという事実もあったし、また私らも裁判費用、またそれにかかる諸経費というのもあるのでできたら話合いで、円満解決で黒木報告書に準じた解決策というのを話合いの下で認めていただけるのが僕らにとっては一番の願ひでした。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

いかがですか、南川委員。

はい、どうぞ。

○南川則之委員 今話を聞くと、そのときに話合いが十分なされていけばこういった平成29年10月17日訴状を提出するということは可能性は少なかったという話を聞いておりますけれども、やはり私は日頃も言っておりますけれども、やっぱり市と菅島町さんが協議をすると、一緒になっていろんな話合いの中で決定する、していくというのが必要じゃないかなと思いますので、その辺も含めて今日は確認をさせていただきました。

私からは以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 少しかぶるかもしれないんですけども、町内会長、説明ありがとうございます。

町内会長の説明で至る経緯までお話しいただきましたけれども、多分この問題ってそこがスタートじゃないと思うんですよ。多分、それまでにもいろんな思いとか動きがあって、町内会長になられてからということであつたと思うんですけども、それまでの動きのにもずっとそういう菅島町としての思いとかというのを行政に対して伝えてきたというところやと思うんです。

町内会とすれば、先ほども言ってもらいましたけれどもできるだけ法的措置に頼らない円満的な解決を目指してきたというところやと思うんですけども、できればそのさっき説明してもらったスタートよりもう少し前のところも伝えてもらうといいのかなと思うんですけども。あれば。

例えば、これまでの菅島町としての、どういうんですかね。

○尾崎 幹委員長 そこまで、要請と言うたらおかしいですけども、過去から振り返ったものを全部説明してもらおうという話はしてないので、今回、この訴訟に対しての。

○山本哲也委員 分かりました。

じゃ、最後確認なんですけれども、あくまでも目指しておったところというのは法的措置によらないところをずっと菅島町としては目指しておったところの解釈でいいということですね。

了解です。

○尾崎 幹委員長 何か、町内会長さん、ございましたら一言どうぞ。

○木下吉久参考人 私らも嫁入り財産分というのは鳥羽市に合併当時に結構でしたとあって、これも町民全部の共通認識なんです。4割近い菅島の中の土地を本当に鳥羽市にするとなるということが、そういうことが合併当時にあつたら菅島って絶対反対していると思います。その当時の、これ裁判のときにも意見書と出してもらったのが、当時の町内会長さんの息子さんというのが、嫁入り財産分ですら鳥羽市にあげたといつてすごい集中非難を受けたという頑然たる事実があるんですよ。そういうこともあるもんで、僕も今度これで裁判で負けたら全部菅島の山をとられてしまった会長ということで菅島にすらおれんようになるような、本当に重大な問題なんです。

それを道義的に本当に菅島の4割にも及ぶ面積を鳥羽市にしているのかなと、僕はそれが一番何か鳥羽市の土地と市長はおっしゃっていますけれども、そういうことを本当に菅島町民の前で言えるのかというのがあります。

あと1点が、去年の9月1日に高裁の審理が終了しまして、11月27日という判決の指定日があつたんです。それが急に延びることになりまして、高裁で判決日が次の判決日の指定もなく延びることというのはないと弁護士さんはおっしゃるんです。僕らの弁護士さん。9月から、もうこの間の7月27日の結審まで本当に11か月も原審、ほんでお互いの証拠書類というのを精査していただいた判決文というのには私は誤りがないと思っているので、私らもう6年になる歳月、労力、お金をかけてきたので、もうこの上告審というのを取りやめていただきたいというのが菅島町内会の思いであります。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

山本委員、いかがですか。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 町内会長、わざわざ出てきていただいているいろいろな経過を話していただきましてありがとうございます。

僕も最初には、何でこれ菅島町内会が告訴をすると、同じ鳥羽市内の行政を相手どって告訴するというふうなことまで至ったのかなということで、その辺を聞いたかったんですけども、先ほど会長のほうから、何度も市のほうへいろんな話合いとかも申し入れてもなかなか聞き入れてくれなかったということなんですけれども、訴状というかそういう文書をもって申し入れてそれ以外にもいろんな機会で会う機会があると思うんですよ。市長なり副市長なり。そのときの態度というか行政側の対応というのがどういうふうな対応やったのか、その辺は分かる範囲内でお願います。

○尾崎 幹委員長 菅島町内会長。

○木下吉久参考人 書面で内容証明で送ったというので、もうこれで返事がもらえるというのが、いついつに会って話し合おうというのをいただけたらと思っていただけなのが町内会側としての考えでした。

なので、これの返事がないということは、話合いにももう乗ってくれへんのかなというのが当時の認識だったと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 なかなか市のほうも弁護士のほうからも訴訟中ということでのこともあるんかと思えますけれども、それではもう一点、先ほど町内会長のほうで昭和50年の頃に鳥羽市から菅島に戻そうという動きがあったというふうなことをおっしゃられましたけれども、その辺の動きというのはどこまで町内会としては把握しておりますか、分かっている範囲でお答えください。

○尾崎 幹委員長 言えますか。

菅島町内会長。

○木下吉久参考人 判決文にも載っているんですけども、市の職員と協議してこの分をどう戻そうか、市の体面を考えて払い下げるに当たって幾ばくかの資金を頂くかとか、そういう話まで詰めていたとは聞いています。

○尾崎 幹委員長 その記録がうちにあればまた調べてもらったら結構だと思いますけれども。

世古委員。

○世古安秀委員 これは行政側のほうに聞くことかも分かりませんが、そういう文書があるかどうかということで。そこだけちょっと町内会のほうでどこまで聞いているかということを確認したかったんです。分かりました。

以上です。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回、参考人として来ていただきました、町内会長。

これ、土地総有権の問題で、今、参考人として経緯をお聞かせ願えたと思うんですけども、先ほどの話の中で昭和29年に市町村合併したときにそのつもりはなかったと、そのところからずれているというところでそういう解釈で主張を続けてきたというふうなところでよろしいのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。

○木下吉久参考人 菅島の中にも合併する以前にこの土地を、町内会、今でも法人格ないもんで菅島漁協とかまた農業協同組合に名義を移そうかという話も言っていて、本来そこで429の67以外のものが漁協なり農協に移っていればこの問題はなかったとは思っています。そやけれども、こうなっていった当時の先人を私は責めるつもりは全然ないです。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

濱口委員。

○濱口正久委員 その後、昭和53年に承継登記されています。その時点で事実誤認だということで、そのときには訴えを起こされたとかそんな話はなかったのでしょうか。過去に何か、検討協議会を見ていると過去に裁判もあったみたいなことが言われていますけれども、その辺のところはどうなんですか。

○尾崎 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。

○木下吉久参考人 すぐに当時の市長のところへ申入書は出しています。調停というのも図ったことがあります。そやけれども、不調で現在に至っていると。

それから、本当に先輩らもやっぱり菅島のものに戻そうという意思というのをなくしたことというのは一度もなかったと思っています。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

濱口委員。

○濱口正久委員 最終的に、重ねての質問になりますけれども、そこから6年ぐらい前から申入れをして、その辺のところの話はありますけれども、内容証明のところはありましたけれども、これは入会権のところだったのでしょうか。それとも土地の所有権のところだったのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。

○木下吉久参考人 入会権といった場合に、地役権の物件で地役的入会権、僕らが主張している共有的入会権、これはもうほとんど所有権とほぼ同じなんですよね。そこを僕らは常に共有的入会権を有すというのでずっと申入れはしてきています。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。

結局、最終的にはそれで双方歩み寄れず、不本意ながら裁判に至ったということですよ。

分かりました。ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ないようですので、以上で参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、木下吉久参考人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、当委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げます。

当委員会としましては、いただいたご意見を委員会審査に活かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

それでは、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。ありがとうございます。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第14号、上告及び上告受理の申立てについて、執行部の説明を求めます。

市長。

○中村市長 委員の皆様には、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただき誠にありがとうございます。

今回、審議をお願いいたします案件は、議案第14号、上告及び上告受理の申立てについてでございます。

この案件につきましては、菅島町内会（原告）が、鳥羽市（被告）に対して土地総有権の確認及び所有権移転登記手続を求めるものであり、第一審では鳥羽市の主張が認められ原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。

しかしながら、その判決を不服とした菅島町内会が、名古屋高等裁判所へ控訴しましたところ、令和5年7月26日に菅島町内会の主張を認める判決が言い渡されたものでございます。

このように、第一審と第二審の判決が大きく異なること、また、私自身もこの件について白黒はっきりしたいという思いが強く、司法の最高機関である最高裁判所の判断に委ねたいと思い、弁護士と相談の上、上告及び上告受理の申立てを決意したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第14号、上告及び上告受理の申立てにつきましてご説明のほうさせていただきます。

先ほどの市長の説明と重なる部分もありますが、議案書のほうで説明をさせていただきますので、議案書のほうをお願いします。

まず、議案書の最後のページのほうをご覧ください。提案理由でございます。

重複するんですが読ませていただきますと、名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第480号土地総有権確認等請求控訴事件について令和5年7月26日に言い渡された判決に対して不服があるので、上告及び上告受理の

申立てを行うものでございます。

それでは、最初のページのほうに戻ってください。

まず、1つ目として、相手方住所氏名としましては、被上告人兼相手方は、一審原告の菅島町内会でございます。

次、2番目の項目、事件名は、先ほどの提案理由のところでも申し上げました事件の上告及び上告受理の申立事件でございます。

3項目、申立先は、最高裁判所でございます。

4項目、事件の内容につきましては記載のとおりですが、簡潔に申し上げますと、菅島町内会が鳥羽市に対して菅島採石場一帯における土地総有権の確認及び所有権移転登記の手続を求めていたものでございます。

5つ目、次のページです。

二審判決の内容につきましては、原文をそのまま議案書のほうに載せさせていただいております。

そして、その判決に対する上告の趣旨といたしまして、事項6になります。

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるとしたものでございます。

なお、別表につきましては、本案件で総有権を主張する物件の目録というふうになってございます。

それでは、令和3年4月の全員協議会のほうで説明をさせていただいた資料に基づきまして、ちょっと説明のほうをさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、令和3年4月の全員協議会での資料によりまして、これまでの裁判の流れ、経過のほうを説明させていただきますと、原告、菅島町内会の主張のほうがまずございます。1つ目です。

菅島町内会は地下を継承する団体であるが、町村合併に伴い嫁入財産429番67のみ行政菅島村から鳥羽市に引継ぎしたはずが、登記簿上の名義が菅島村であったことを起因して、昭和53年8月30日に鳥羽市名義へと所有権移転登記が行われたこと。このことを不服としまして、鳥羽市に対し、訴え、請求があったものでございます。

まず、1つ目は、係争地が原告構成員全員の総有財産であることを確認することというのが1つ目です。

2つ目以降は選択部分になっておりまして、真正な登記名義人の回復をすることとなっております。

そして、次に説明する時点から20年間の所有の意思を持って占有したことを理由に時効取得による所有権移転登記をすることということで、ポイントとなる点が4点ほど示されております。

まず1つ目が、大正2年8月9日の国からの払下げの時点が1つ。

2つ目として、昭和29年11月29日の町村合併に伴う事務引継の時点が1つ。

3点目として、昭和29年10月10日の菅島村協議会に移譲した時点、これが3つ目です。

4つ目として、平成2年10月3日の名義移転の申入れの時点ということで、今説明させていただきました4つの時点での時効取得が主張されたものでございます。

これに対しまして、2点目になります、鳥羽市の主張ということで4点ほど挙げてあります。

まず1点目として、菅島村ほか1町6村は、財産区を設けることはなく、合併前の町村の全財産及び負債を新市である鳥羽市に帰属させることをそれぞれの町村議会で議決しており、鳥羽市施行と同時に合併前の町村の全財産は鳥羽市に帰属した。

2つ目が、原告は、登記簿上の地番と公図で係争地が特定できると主張しているが、原告が占有を主張する範囲を超えて地番が存在したり、個人所有地が範囲内に存在しているなど、請求の趣旨が特定されていないことから、訴えを棄却すべきである。

3つ目が、仮に物件目録上の地番特定で請求の趣旨が特定されるとしても、当該地番と原告の主張する占有範囲との差に大きく不一致があり、原告の占有の主張は範囲の点で立証できておらず、請求棄却すべきである。

最後に4つ目です。原告の占有は自主占有ではなく、あくまで土地所有の同意の下、係争地の一部または全部を使用しているに過ぎない。仮に原告の占有を認めるとしても、それは地役の入会権に基づく他主占有に過ぎず、自主占有まで立証できておらず、請求棄却すべきである。

この4点でこのような互いの主張の下、裁判のほうが進められたものでございます。

そして、別途の資料、もう一つ、資料1のほうをお願いしたいと思います。

その上段に当たります、読ませてもらいますと、地方裁判所における一審判決は請求棄却の判決でありました。そして、この判決を不服とした菅島町内会が令和3年5月2日に控訴し、その結果が、令和5年7月26日判決の言渡しがあり、名古屋高等裁判所は、菅島町内会が控訴審で追加的に請求していた共有の性質を有する入会権の確認及び所有権移転登記手続を認容する判決を言い渡したものでございます。

その下になります。参考事項として中段あたりからあります。

事項1では、裁判の経過ということで、一審、二審の経過のほうを並べて記入させていただいております。事項の2です。裏面になります。

判決の概要ということで、一審での判決内容、今回の判決内容を記載しております。

事項3は、上告までのスケジュールが記載してございます。

そして、もう一つのほうの資料、資料2のほうを次にご覧ください。

この資料につきましては、私どもの顧問弁護士から頂きました今回の菅島町内会との訴訟、控訴判決についての簡単な内容について、判決直後に頂きました資料を添付させていただいております。

まず、1つ目の項目1でございしますが、判決主文といたしましては、先ほど議案のほうで説明をさせていただきました二審判決の内容と同じでございします。

項目2、控訴審判決の理由の概要につきましては、1番から6番までの内容が示されております。

次に、項目3になります。今後の進行といたしましては、上告に係る期限などについての進め方を記載したものとっております。

以上が資料の説明でございします。

そして、今回の顧問弁護士との協議におきまして上告をすることになったポイントといたしましては、土地の特定がされていないのに土地の時効取得が認められたことや、昭和29年10月10日の時効取得について山林譲渡合意が議決を欠いて無効であっても民法185条にいう新権原に当たり自主占有に転換し時効取得と認められた部分といった部分が納得のできない部分ということで聞かせていただいております。

やはりそれ以上に、一審で勝訴した内容が裁判官が変わって二審では全く逆の判決結果となったこと、これ自体も法的な解釈が分かれる内容となっておりますことから、どちらの判決が正しいのかを見極める必要があるということで考えております。

これらの状況を踏まえまして、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めますのでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

執行部の説明は、終わりました。

議案第14号についてご質疑はございませんか。しっかり聞いてください。ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 何点か聞かせていただきます。

まず、先ほどから総務課長のほうから経過等含めて頂いた資料で説明を伺いました。

その中で、今日頂いた資料もあって、少し私も昨日まで不明な点があったというところで、その辺をもう少し詳しく説明を聞きたいということでお願いします。

まず1点目は、津地方裁判所における一審の裁判経過についてということで、それについては以前から議会でも報告を受けましたけれども、ペーパーでも頂いておるんですけれども、二審の裁判の経過についてももう少し詳しく説明をしていただきたいのと、それと今回この議案の第14号にも書かれておる二審判決の内容ということで、先ほどから4項目の主文の明記がされておるということで、それに対する弁護士の概要というものつけてもらっておるんですけれども、もう少しその辺も含めて主文の内容を細かく分かりやすくまず説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 大丈夫ですか、執行部。

総務課長。

○濱口総務課長 二審の細かい内容というのと、この場で私どもが説明できる内容ではございませんので、その辺はちょっとご了承いただきたいというのと、顧問弁護士さんの意見というのが今後のあれにつながりますので、そういうことは言えませんということでお答えさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 南川委員、どうですか。

○南川則之委員 1点目の経過については言えると思いますので、その辺はもう少し詳しく、文章を頂いておりますので説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 総務課長、いけますか。

補佐。

○寺田補佐 南川委員、すみません、二審の経過ということでよろしいでしょうか。

お手元の資料の①をご覧ください。

こちらの参考事項の1、裁判の経過の二審の部分になります。

二審の控訴審につきましては、令和3年5月2日に菅島町内会、それから原告の補助参加人でありました鶴田石材株式会社が併せて控訴したものであります。

第1回目の口頭弁論は、令和3年9月8日に名古屋高等裁判所で開かれました。その後、口頭弁論を全部で6回開きまして、令和4年9月1日に弁論終結ということで第6回の口頭弁論を終結しております。

この場では、令和4年11月29日に判決言渡しということで期日が指定されておりましたが、期日の間際

になりまして裁判所から判決の日を延期したいということが連絡がありまして、その後、令和5年7月26日に判決の言渡しがされたものであります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 経過についてよく分かりました。

それと、先ほど総務課長が主文の判決内容については今後の裁判に関わることがあるということで内容について説明がなかったんですけれども、1点だけ教えていただきたいのは、続けて、この一審の判決のときにこの主文の中の二審の判決の内容ということでこの議案書に書かれております5番の(3)のところに訴訟費用等については、被控訴人の負担とするということで決定されております。

一審のときには裁判費用についてどれぐらいかかるんやということも、以前、全協の中で確認をさせていただいて、当時聞いた中では465万円ほどかかったというような話を聞いております。

この二審に関してこの訴訟費用の面で幾らぐらいかかったのかということと、二審の全体的な訴訟費用を含めての弁護士費用はどれだけかかったのかということをご説明をお願いします。

それと同時に、今回上告及び上告受理の申立てをするということですので、その辺で今後さらにどれほどの弁護士費用がかかる予定なのか、可能性があるのかということも含めて説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 執行部、どうですか。

補佐、お願いします。

○寺田補佐 二審の控訴審に要した費用ですけれども、おおよそなんですけれども100万円少し超えるぐらいの金額になっております。

上告審についても同じぐらいの費用がかかるものというふうに現在見込んでおります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

一審のときはかなりかかって、さらに二審に要した費用が100万円ぐらいかかっておると、それから上告及び上告受理の申立てをする場合にあってはそれぐらいかかるんだろうということです。

続けていいですか。

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それと同時に、この説明の中で上告及び上告受理の申立て後についても書かれておるんですけれども、今後の全体的な上告及び上告受理の申立てという訴訟の手の流れというのを説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 大丈夫か、総務課長。

総務課長。

○濱口総務課長 聞いておるところの範囲でお答えさせていただきますと、上告すれば大体半年ぐらいで何らかの動きがまずあるだろうということで聞いています。その後はどのぐらいかかるかというのは、もう最高裁のほうの判断ということで、明確な日はその時点ではわからない状況です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 半年ぐらいそういう何らかの指示があるということでしたので、その後はどうなるか分からないという話です。

それと、せっかく市長出てきていただいておりますので、市長にも少しお聞きをしたいんですけども、先ほど冒頭市長が、今後、一審と二審の判決の相違というか上告して白黒つけたいという話がありました。

この上告及び上告受理の申立てという両方の二本立てで今後は申請をするということなんですけれども、先ほど総務課長も少し説明があったんですけども、上告するあるいは上告受理の申立てという理由について、もう少し市長の思いというんですか、があればお聞きしたいんですけども。

○尾崎 幹委員長 市長、ありますか。

市長。

○中村市長 係争中の内容につきましては、先ほど総務課長言いましたように私の思い等は裁判に影響するかと思いますので、答えは控えさせていただきます。

まず、この上告する一番の理由は、やはり先ほどの参考人の町内会長も言われましたように、もう裁判ですっきりさせたいということが一番になります。私は、市の利益は何かということを考えますと、これまでどおり主張していた土地の所有が認められるのが市の利益、市民の利益だと思っています。ですので、それに向かって対処するのが私の役割だと思っています。

今回の上告に至っては、勝算がないわけではないということで、先ほどのどこに論点を置くか次第でどちらに転ぶか分からないわけですので、0.1%でも可能性があるのであれば私は市民の利益のためにそれにかけたいというふうに思っております。

そもそも、訴えられてそれに応えたということは、最後やるどころまでやって結論をすっきりさせたいですので、途中でやめるということはありません決断だと思っています。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 市長、ありがとうございます。

細かいところは裁判に関わるということですので聞けないということなんですけれども、もう一点、市長にお聞きしたいんですけども、この上告審をしても和解するケースというのいろいろな判例の中であるということなんですけれども、市長は今後菅島町と和解するという選択肢を持っているのか、持っていないのかどうなんだというところを、どうですか。

○尾崎 幹委員長 市長。

○中村市長 想定の話は答えられません。

以上です。

○南川則之委員 ありがとうございます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

しっかり聞いてくださいよ。特に1期、2期はこの内容は把握されていないと思いますので、聞いていただいて。

他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長に1点お聞きします。

一審は棄却、二審は町内会の主張を認めました。

もし、二審をそのまま認めて市が上告しないと、議会がそれを、今回の議案を否決するという事態になれば、所有権は町内会に移るということで、これまで採石の許可権限というのは県のほうから市長が同意書というのを必要でした。それも必要なくなるという理解でよろしいですね。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 同意については採石法上の同意ですので、それは引き続きあると考えています。

○尾崎 幹委員長 戸上委員、どうですか。

寺田補佐、あるか。

補佐。

○寺田補佐 すみません、少し補足させていただきます。

これまで鳥羽市と契約してきた場所については問題ないかと思うんですけれども、それ以外が町内会さんと鶴田さんがやってきた部分については鳥羽市の同意が必要なくなります。

ただ、市長としては、採石法に基づく市長の意見を述べることはできるんですけれども、土地所有権としての部分ではできなくなっていると思います。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 結構です。そういうことです。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 ちょっと確認しますけれども、今回上告するということですが、私は高等裁判所の判決というのはやっぱり重いと思うんですけれども、それを翻すだけの材料を市のほうは持ち合わせているというふうに考えてよろしいんですか、どうなんでしょうか。

○尾崎 幹委員長 言えるか。

市長。

○中村市長 可能性はあると思って上告します。

反問してもよろしいんですか。

○尾崎 幹委員長 個人的な意見を聞く場ではないもので、ちょっとそこは控えていただきたい。まだ、本当に上告するかしないかというのはここで決まるわけですから、個人的な意見を聞くような場ではないと、そう認識してください。

どうですか、世古委員、いいですか。

○世古安秀委員 それは分かりました。承知しました。

あともう一点は、先ほど木下菅島町内会長のいろいろな話を聞いて、南川委員と重なる部分もあるかもわかりませんが、何度か市に、当局に対していろいろな話合いの場を持つというふうなことを申し入れて

きたけれどもなかなか受け付けてくれなかったというふうな経緯が先ほど報告、話されましたけれども、それに対してはどうなのでしょう。市側としてはそれに対しての対応を……

○尾崎 幹委員長 いや、もうそれは議案で上がるとるもので、それは議案の前の議論に過ぎないもので。

世古委員、ちょっと明確に今の話は感情論になっていくといけませんので、今現在、議案として提案されていますので、それに対してご質問ください。

どうですか。

○世古安秀委員 分かりました。

もう先ほどの町内会長の思いもあるんで、この辺ちょっと聞きたかったわけなんですけれども、この場ではちょっと控えさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、この際ですのでちょっと確認だけさせてほしいです、幾つか。

そもそも、この裁判の争点となっている土地総有権、これはいかなるものなのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 補佐。

○寺田補佐 総有権という言葉の意味ということによろしいですか。ちょっと辞書的な説明になりますけれども、読ませていただきます。

ある財産が団体の所有になっており、その財産が団体によって強く拘束されている状態であることを総有と言います。平たく言いますと、共有という言葉がありますけれども、共有の場合ですと持分というのがあったりするんですけれども、総有の場合は、共有という持分がなくて、団体に所属しているから権利を享受できるといいますか、自分の持分だけをもってその財産を処分できたりとかという、そういうものではない、広い意味では共有なんですけれども、狭い意味では共有の中の総有という一つの権利の形態ということになっております。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

非常に一般的に曖昧なところの中の全体の中で権利を所有していると、その主張が菅島さんがあって、この資料1にあります、ドライブに入っています令和3年4月23日の部分での事件の中の鳥羽市の主張の中に4番目のところが書いてあるんですけれども、自主占有ではなくと書いてありますけれども、これも裁判に影響してくるんやったらちょっとあれですけれども、もう少し分かりやすく説明できるんやったら説明していただけますでしょうか。

○尾崎 幹委員長 執行部、できますか。

補佐。

○寺田補佐 言葉の意味だけちょっと説明させていただきます。

今回の裁判で時効取得の主張がありました。その時効取得が認められるための一つの要件としては、所有の意思をもってそこを占有しているということが必要なんですけれども、自分のものだと思って所有していると

というのが自主占有という言葉です。そうでない、例えばアパートを借りて占有しているような場合は他主占有と言うんですけども、今回自主占有になっているかどうかというのがいろんなイベントが歴史の中であるんですけども、それが自主占有になっているのかどうかということが裁判の争点になってきておりまして、前回の資料の4番のところでは、それが鳥羽市としては他主占有だけれども、相手側は自主占有だということ争ってやってきたというところであります。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、裁判にかかることだと思うんです。一番の争点のところ、ここのところが多分双方ずれがあって、貸している、貸していないとかいろいろ占有とかとあったと思うんです。

それともう一つ聞いてもよろしいですか。

土地の中のこのドライブに入っている争点となっている係争地の位置、推定のところが原告側とずれが生じて、ここは国調も入ってない場所やと思うんですけども、はっきりしていない場所をどういうふうに分けるんかということがあると思うんですけども、この辺のところというのはもう明らかに食い違っているということをやっているわけですか。確認ですけども、それでよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 補佐、詳しくね。

○寺田補佐 公図上を見ても筆界がはっきりしていない部分もたくさんあります。

今回、占有を相手方側は主張していますので、まずどの部分を占有しているのかということをはっきりしていただきたいということで裁判の中ではやってきたわけなんですけれども、それがこちらでどの場所かといって特定した場所と、相手方の言っている場所との食い違いというのがありますので、それは裁判所にもこれまでも訴え続けてきました。

ただ、今回の高裁の判決の中では、大きな食い違いはないだろうというような前提で、あまりそこを重要視して判決が書かれていないというのが実態です。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 このまま上告しないと、そのところが曖昧なままでいくということで間違いないんでしょうか。

このまま上告しないと、そのところの土地の所有のところ曖昧なままでいってしまうおそれがあるということでしょうか。その辺、ちょっと確認です。

○尾崎 幹委員長 補佐。

○寺田補佐 はい、そういうことになると思います。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 最後に市長にお聞きしたいんですけども、市長が今回そこら辺のところをはっきりさせたいというふうな思いがあって、一審と二審で大きく食い違ったところがあって双方主張が歩み寄れないところがあると思うんです。

これ、今まででもそういうところで裁判やっているときに、今後のことに関しては当然上告するつもりでおられるのでそのところはないと思うんですけども、そういうような歩み寄る可能性とかというのは今まで過

去にはなかった、双方食い違いがあったというところで歩み寄りがなかったというふうに、どうでしょうか。

○尾崎 幹委員長 濱口委員、申し上げます。

それを言い出すと、先ほどの世古さんのと同じになってくる、そこはやっぱり言えない部分かなど。公平でいくとなれば、これはもう上告する側が上告内容を受けるか受けないか、裁判所ですから。それに関してやっぱり感情的な部分を出されるとお互いどうなのかというのは僕らが足引っ張ることになるといかんから。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今後のことを話聞くわけではなかったんですけども、そういうことがあって、多分今回の結審があって上告がされるということは、当然そのところは意思はもうなくて、はっきりさせたいということやと思うんです。

その辺は何度かおっしゃっているんで、それはそれで確認でよろしいですね、そのところは。市長の意思は固いということですね。それで当然上告しておるんで。

○尾崎 幹委員長 市長の意思をもう一度はっきり言ったってください。

市長。

○中村市長 上告の意思ということでよろしいんですか。

○尾崎 幹委員長 はい。

○中村市長 当然さっきも述べましたとおりでございまして、可能性がある限り最後までやってお互いすっきりしたいなと思っておるところでございます。

○尾崎 幹委員長 濱口委員、いいですか、それで。

他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 ちょっと確認になるかもしれませんが、今回この議案が上がっておるということで、論点というか議案の何を基に判断すべきかというところやとは思いますが、今まで、今回参考人にも来ていただいているいろいろ経緯とか確認しましたけれども、あくまでも我々がどちらのもんやと判断するものじゃないと思いますし、その判断を最高裁のほうに委ねて最高裁の話を聞こうやないかという、それに対するイエスカノーかというところの判断でよろしいんですか。

我々の判断すべきところほどこなんやというところを、ちょっと課題を整理せんと、感情的には、多分ですけどもいろいろ皆さんいろんな方から声を聞いておったりもするでしょうし、例えば最高裁に行くべきやというところの行くべきのところのハートの中のスタンスも鳥羽市のものやろと思いがらいくべきの人もおるでしょうし、いやいや最高裁や高裁が言うておるべきなんやで、これはこのままいくものやろと思いがらイエスという人も多分おって、すごく判断が難しくなっておるから、そこの判断もまずどういうところのベースをもって、何を問うておる議案なのかというのは課題整理せなあかんと思うんですけども、さっき言ったように、あくまでもその判断を最高裁に委ねるかどうかというところのイエス・オア・ノーという判断でよろしいんでしょうか。

○尾崎 幹委員長 市長。

○山本哲也委員 いや、総務課長のところで。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 委員おっしゃるとおりで、もう私ら素人、法的な部分ですのでそれを委ねるしかないかなと思っていますので、そこで判断してほしいという意味で今回議案を上げています。

○尾崎 幹委員長 山本委員、大丈夫ですか。

○山本哲也委員 その辺の多分認識というか、この議案が何を諮ってきている議案なのかというところは各議員頭を整理しながら臨まんと、感情とかいろんな思いも、いろんな声も受けているでしょうしあると思うんです。

我々としてもどちらかの意見を出さなあかんというところで、賛成に回ったからあっち側やとか反対に回ったからこっち側やとかという話でもないのかなと思うんで、その辺だけしっかりと理解していただかなあかんのかなと思いますんで、そういう質問させていただきました。

ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ただ、本当に、今、山本委員が言われたように、把握もされてない中で何人かは今の参考人のお話と、今日、今、皆さんに言われたお話、これで判断せないかんとというのが今の現状なんです。だから、参考人も二方の平等性をもって今回承認して話を聞いたわけです。

一気に言われて分かっておる議員がどれだけおるかというのも本当に難しいところで、だけれども、議会としては議案として上がってくる限り判断せないかんと、そういうことの中で前へ進んでおりますので。

他にございませんか。しっかり聞いてくださいよ。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 議案書2ページに書かれている上告の趣旨、上告受理申立ての趣旨、恐らく取れる手段が2つあって、いわゆる上告提起というやつと上告受理申立て、要は両方とれるしどっちかでもとれるというような手続上の問題かなと思うんですけれども、それぞれちょっとずつ性格が違うと思うんですけれども、ちょっとこの趣旨と書いてあるだけの文だとよく分からないんですけれども、内容に関わると言われればそうかなとも思うので答えにくいのかとも思うんですけれども、ちょっとその辺詳しく、どういう理由で上告を提起するのか、どういう理由で上告受理申立てを提起するのかというようなことがもし答えられるのであればちょっと答えていただきたいなと思うんですけれども、答えられませんか。

○尾崎 幹委員長 執行部、いかがですか。

補佐、お願いします。

○寺田補佐 上告と上告受理申立てについては、委員おっしゃるとおり理由が違うというところで手続の違いになっています。

上告のほうは、憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続の違反理由がある場合にやるものでありまして、上告受理の申立ては、判例違反、その他法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする不服申立て手続ということになっております。

今回、これが具体的に何が該当するかというのはちょっと差し控えさせていただきたいと思うんですけれども、この理由の違いによって2つの手続を同時にさせていただきたいという議案になっておりますので、ご理

解お願いしたいと思います。

○尾崎 幹委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 恐らくこれぐらいの答えまでだろうとは思っておったんですけども、何となく今回この控訴審を受けての上告となった場合の、今までの説明を聞いている限りでは、法律違反を問うような話でもないような気もするんですけども、そこもやっぱり問いにいかないといかんのかな、どうなのかなというところで、その判断をするのは結局は最高裁が判断することではあるので、受理しません、棄却しますという判断であれば両方申し立てしておくべきとも思うんですけども、やったらあかんと言うておるわけじゃなくて、何となく今回やりたいことの正式としては上告受理申立てのほうなのかなという気がするんですけども、やっぱり両方やっておいてちゃんとこちらの主張としてはするべきものと判断したということですよ。恐らく。です。で答えていただければそれでもう。

○尾崎 幹委員長 執行部の課長補佐では無理やな。

今の質問に対して。

副市長。

○立花副市長 議案に書かせていただいているとおりで、必要と思いましたので上げさせていただきました。

○尾崎 幹委員長 瀬崎委員、いいですか。

他にございませんか。聞いてください。法令遵守ですよ。聞いてくださいよ、知らないことは。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議をしたい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第14号、上告及び上告受理の申立てについて、原案どおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第14号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして行政常任委員会を散会します。

ありがとうございます。

(午前11時26分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年8月7日

行政常任委員長 尾 崎 幹